

旭市個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	給水申込管理システム	
行政機関等の名称	水道事業管理者	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道課 経營業務班	
個人情報ファイルの利用目的	水道権利及び旭市指定給水装置工事事業者の有無を確認するため。	
記録項目	1 住所、2 氏名、3 フリガナ、4 電話番号、5 水栓番号（水道）、6 口径、7 手数料等の収納状況、8 備考	
記録範囲	水道権利地、旭市指定給水装置工事事業者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
特定個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	旭市上下水道お客様センター	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）旭市上下水道課 経營業務班	
	（所在地）〒289-2595 千葉県旭市ニの5911番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

旭市個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	上下水道料金調定システム	
行政機関等の名称	水道事業管理者、下水道事業管理者	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道課 経營業務班	
個人情報ファイルの利用目的	水道料金、公共下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の賦課・徴収	
記録項目	1設置場所、2氏名、3フリガナ、4電話番号、5請求先、6所有者情報(水道)、7届出区分、8水栓番号、9道順番号、10検針情報、11メーター情報、12口座情報、13賦課情報、14収納情報、15交渉記録	
記録範囲	水道、公共下水道及び農業集落排水処理施設の利用者	
記録情報の収集方法	本人からの申請、上下水道お客様センター、収納取扱金融機関、地銀ネットワークサービス	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
特定個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	旭市上下水道お客様センター	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 旭市上下水道課 経營業務班	
	(所在地) 〒289-2595 千葉県旭市二の5911番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

旭市個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	下水道事業受益者負担金管理システム	
行政機関等の名称	下水道事業管理者	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道課 経營業務班	
個人情報ファイルの利用目的	下水道事業受益者負担金の賦課・徴収に利用する。	
記録項目	1 住所、2 氏名、3 フリガナ、4 電話番号、5 受益地情報、6 口座情報、7 賦課情報、8 収納情報	
記録範囲	下水道事業の受益地及び受益者	
記録情報の収集方法	本人からの申請、旭市税務課からの情報提供、収納取扱金融機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
特定個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 旭市上下水道課 経營業務班	
	(所在地) 〒289-2595 千葉県旭市ニの5911番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

旭市個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	下水道排水設備工事管理システム
行政機関等の名称	下水道事業管理者
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道課 工務班
個人情報ファイルの利用目的	公共下水道への排水設備計画の確認に利用する。
記録項目	1 確認番号、2 設置場所、3 名称、4 区域、5 状態、6 計画区分、7 申請区分、8 申請日、9 申請状況、10 申請者情報（住所・氏名・電話番号）、11 使用者情報（住所・氏名）12 工事期間、13 改造状況、14 用途区分、15 固着区分、16 使用水種別、17 確認（変更）年月日、18 指定工事店情報（指定番号・工事店名・登録番号・責任技術者）、19 計画確認日、20 支障状況、21 指示事項、22 工事完了日、23 完了検査日、24 利害関係人（土地・家屋・排水設備）、25 使用者状況（整理番号・使用者名・使用開始年月日・戸数・人数・休（廃）止年月日・利用区分・検針日）
記録範囲	下水道排水設備の使用者
記録情報の収集方法	本人、指定工事店からの申請、上下水道お客様センター
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
特定個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）旭市上下水道課 工務班
	（所在地）〒289-2595 千葉県旭市二の5911番地1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		